

今後の普及展開に向けた 検討事項について(論点整理)

令和7年7月
政策統括官付

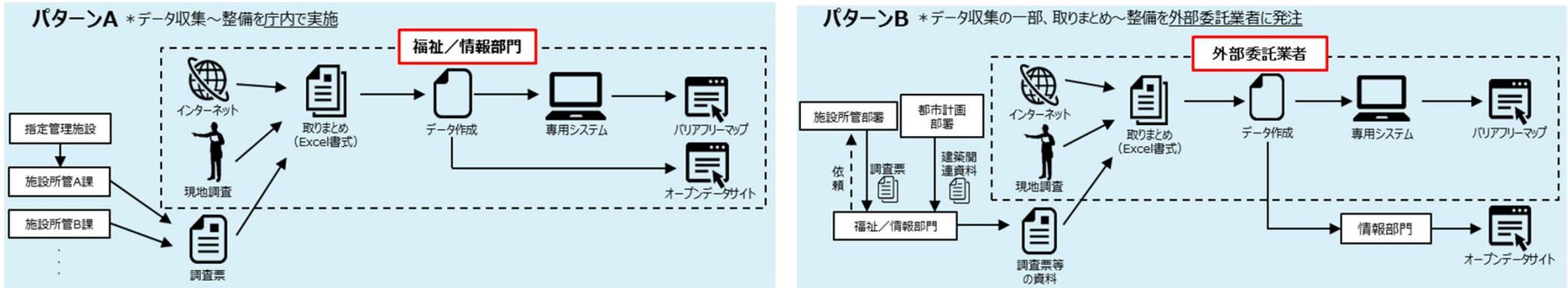
歩行空間ネットワークデータ・バリアフリー施設等データ・歩行空間の3次元地図にかかる運用面と利活用に関する論点は、以下の内容が想定される

- ①データ整備・更新・オープンデータ化の運用のあり方について
 - データ整備・更新等のための体制づくりをどうすべきか
 - データ整備・更新・管理をどのようにしていくべきか
- ②データの利活用方策について
- ③ ①と②を踏まえた国による技術支援のあり方について
- ④ 普及展開に向けた事例拡大のための戦略について
- ⑤ ほこナビDPの運用について

○データ整備・更新のための体制づくりをどうするべきか

<自治体によるバリアフリー施設等データの収集状況例>

主に福祉部門／情報部門が、各施設の所管部署からExcel等の調査票を用いてバリアフリーに関する情報を収集し、とりまとめを実施(外部業者へ情報収集及びとりまとめを委託するパターンあり)



- ・データ作成の負担が大きく、各施設の所管部署から収集した調査票を手作業でExcel/CSV形式のデータに入力する必要。とりまとめを行う部門の負担が大きいため、データ更新頻度を増やすことが困難。
- ・民間施設に関する情報は、各施設による投稿情報に依存。

(令和5年度 自治体ヒアリング調査より)

- ・通常業務に加えてデータ整備の時間や人材の確保が必要。
- ・職員異動における技術継承が課題。

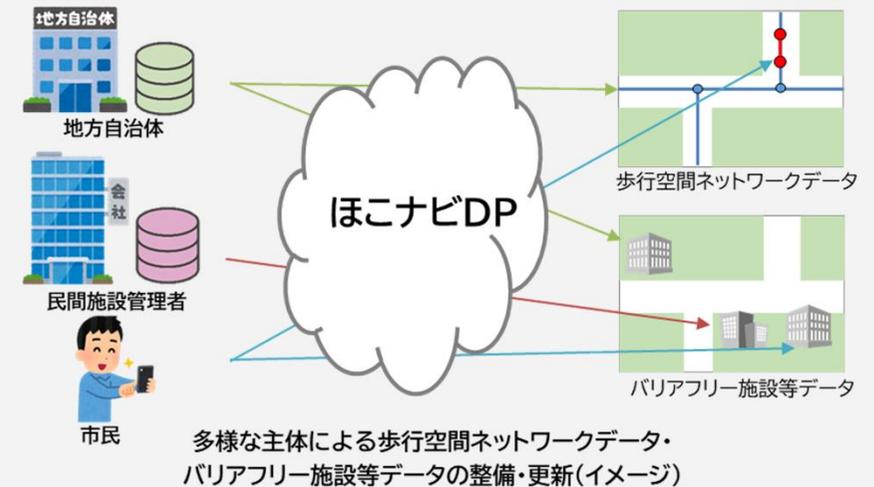
(令和6年度 ランク設定によるNWデータ整備実証 アンケートより)

上記の内容を踏まえ、多様な主体の参画を見据えた体制づくりとは？

<データ整備・更新にかかる想定される関係者>

現状	将来
自治体(部局間)	自治体(部局間)
民間施設管理者	民間施設管理者
	当事者(車椅子利用者、ベビーカー利用者等)
	教育機関
	市民

どのようにして参画を促すか？





○データ整備・更新・管理をどのようにしていくべきか。

<想定される検討事項>

<p>整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> データの整備範囲をどうするべきか。 (自治体全域? バリアフリー基本構想重点整備地区内? 観光地?等) データ整備の優先順位をどうするべきか。 (例:【NWデータ】バリアフリー基本構想重点整備地区のうち、生活関連経路を優先する) (例:【施設データ】バリアフリー法施行令第5条特別特定建築物※を優先する) データ整備の考え方をどうするのか。 (例:【NWデータ】バリアフリー法に基づく特定道路の整備済みはバリアなしとして扱う) データ整備の精度をどうするのか。 (例:【NWデータ】現地調査によるデータ整備と市民等の多様な主体によるデータ投稿の質) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">  <ul style="list-style-type: none"> 手作業での計測はハードルが高い 歩道が無い道や障害物がある歩道の幅員計測が難しい 調査者や機材精度に依存しており客観性が乏しい <p style="text-align: right; font-size: small;">(令和6年度 ランク設定によるNWデータ整備実証 アンケートより)</p> </div>
<p>更新</p>	<ul style="list-style-type: none"> データの更新頻度をどうするのか。 <p><例> 歩行空間NWデータ:年1回を基本としつつも、 道路工事等で変更となる場合には都度 バリアフリー施設等データ:設備に係る部分は年1回 運用(料金割引等)に係る部分は更新頻度を 上げるべき?</p>
<p>管理</p>	<p><前提:全国のバリアフリー施設等データの写真や歩行空間の3次元地図を国が管理することが困難な場合></p> <ul style="list-style-type: none"> データの管理方法をどうするべきか。

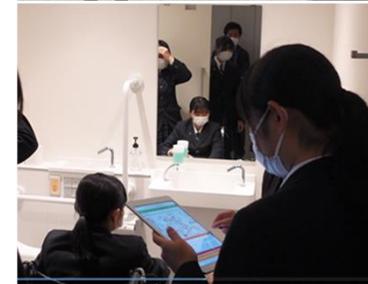
※特別特定建築物【バリアフリー法施行令第5条】不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物他
(例)「病院又は診療所」「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」「不特定かつ多数の者が利用する官公署」「飲食店」「サービス業を営む店舗」等



○データの利活用方策として考えられるものはなにか。

データの種類	想定されるデータ活用
歩行空間ネットワークデータ (歩道部の諸元)	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーマップ、バリアフリーナビ (バリアを避けた経路検索) ・自動配送ロボット等のモビリティへの活用 (SLAM技術を活用した移動支援サービスへの活用等) ・まちづくりへの活用(個別避難計画や事業計画立案等)
バリアフリー施設等データ (全国共通のバリアフリー施設情報)	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーマップ、バリアフリーナビ
歩行空間の3次元地図 (歩行空間の3次元点群データ)	<ul style="list-style-type: none"> ・自動配送ロボット等のモビリティへの活用 (SLAM技術を活用した移動支援サービスへの活用等) ・バリア情報の抽出 <p>⇒本施策では、「人・ロボットの移動支援への活用」を想定</p>

データ整備・更新において、多様な主体の参画により心のバリアフリーの推進も期待



令和3年度 教育プログラム実証

○データを活用してもらうためにどうすればよいのか。

<想定される方策(案)>

・アイデアソン、ハッカソンの実施

○本施策の普及展開に向けた国による技術支援はどうあるべきか。

<これまでの実施内容>

- ・データ整備仕様の作成
 - 歩行空間ネットワークデータ整備仕様
 - バリアフリー施設等データ整備仕様(案)
- ・データ整備支援ツールの構築
 - 歩行空間ナビゲーションデータプラットフォーム(ほこナビDP)の構築



・研修や整備方法などの解説があると良い (令和6年度 ランク設定によるNWデータ整備実証 アンケートより)



○ほこナビDPを最大限活用してもらうためにどうすればよいのか。

<今後期待される内容(案)>

- ・データ整備等の運用や活用がわかる指針の整備
- ・講習会の開催
- ・技術動向を踏まえた、ほこナビDPの機能向上



講習会開催



データの整備と提供を
一体的に行うデジタル基盤
プラットフォーム
の機能向上

○先行して着手すべき事例はなにか。

- 全国展開に向けては、**データの活用も含めた様々なパターン(観光・防災・福祉まちづくり)の事例づくり**が必要ではないか。
- 日常的な移動と観光での移動、災害時等の移動目的に応じ、必要となる情報が異なる中で、早期の全国展開を目指す観点から先行すべき事例は何か。
- 先行すべき事例の創出に向けて対応すべきことは何か。



・明確な整備目的やインセンティブを示す必要
・「学び」にフォーカスして取り組む方が現実的

(令和6年度 ランク設定によるNWデータ整備実証 アンケートより)

○地域への周知、導入促進に向けて何をすべきか。

- 人・ロボットの移動円滑化のための歩行空間DX研究会の活用など、既存のネットワークを活用しつつ、より広く周知を図るためにどうすべきか。

○全国的なサービス事業者による活用促進のための方策は何か。

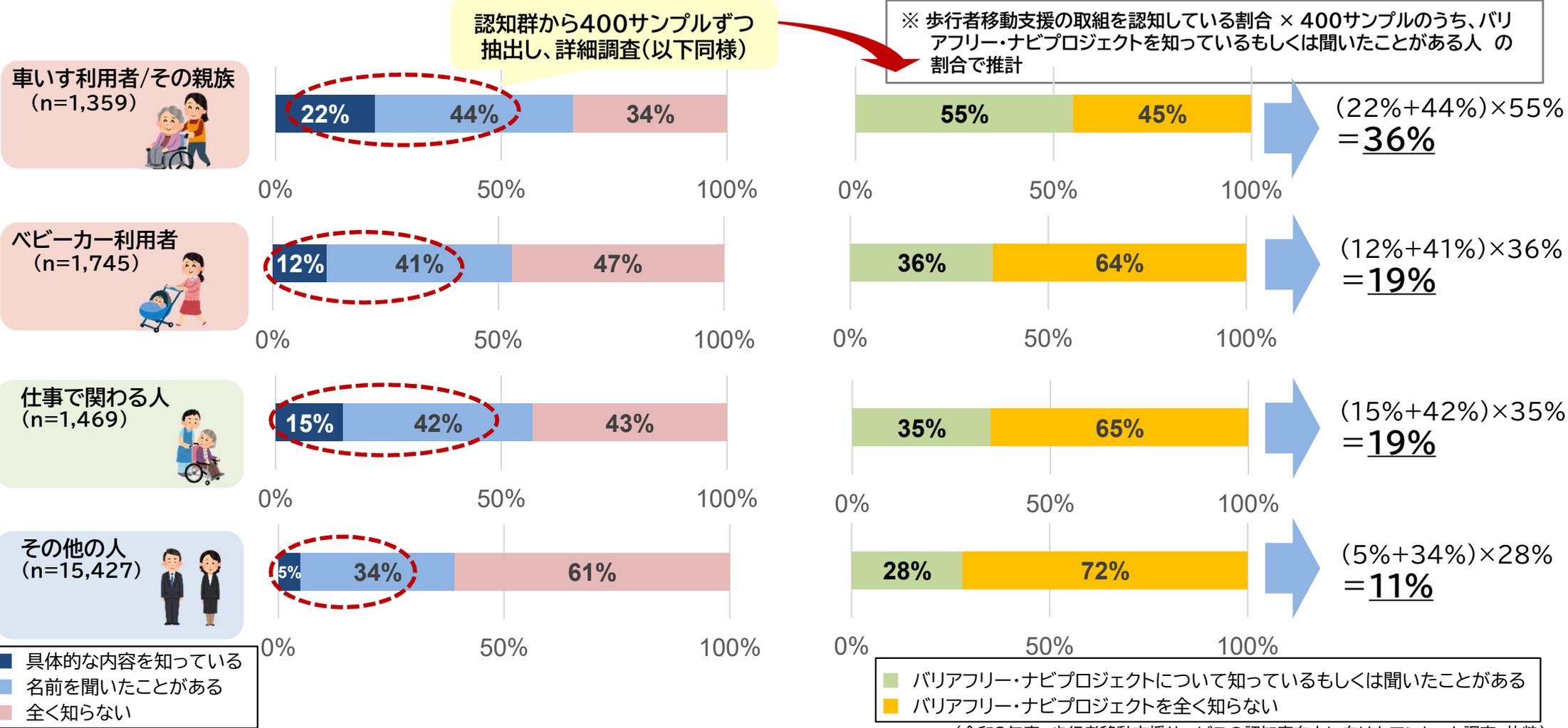
- データの鮮度を担保しつつ、網羅性のあるオープンデータとするためにどうすべきか。

バリアフリー・ナビプロジェクト(歩行空間ナビ)の認知度は限定的であり、認知度向上に向けた取組が必要。
 車いす利用者とその親族では約3割、ベビーカー利用者・仕事で関わる人では約2割、その他の人では約1割となった。

属性別の認知度

<歩行者移動支援の取組全般の認知度>

<バリアフリー・ナビプロジェクトの認知度(推計)>



(令和3年度 歩行者移動支援サービスの認知度向上に向けたアンケート調査 抜粋)

<アンケート調査概要> ウェブアンケート調査(n=20,000人)

調査項目: 対象者の属性/歩行者移動支援サービス(各アプリ)・国の取組(歩行空間NWデータ等)の認知度 等



○ほこナビDPの運用方針はどうあるべきか。

- ・他システムとの連携

- ・システム別の貸与等の方針

〔参考:3次元地図整備システムの試行運用ではツール・マニュアルを格納したDVDを利用者に対し貸出。〕

- ・オープンデータサイトに掲載するデータの内容

※この他、考えられる論点はないか。



3) バリアフリー分野のICT活用・当事者参画の更なる推進のあり方

①バリアフリー分野のICT活用

現状と課題

- これまでのバリアフリー政策においては、ハード面の整備を推進するとともに、役務提供等のソフト面の対策にも力を入れてきた。
- 他方で、昨今の情報通信技術（ICT）の進歩・普及はめざましく、これまでの日常生活を一変させているが、現行の移動等円滑化の促進に関する基本方針においては、ICT活用についてほとんど言及されていない。
- バリアフリー分野においてICTを活用することで、より簡単にコミュニケーションを取ることができたり、人手不足等の課題を解消することができる一方で、様々な障害特性を前提とし、**誰もが取り残されないようにICT活用を進めて行くべき**である。
- ICTを使用する当事者や事業者における**情報リテラシー不足**が課題であるとともに、開発者側としても当事者との接点が少なく、**使用者が何を求めているかの情報を得る機会が少ない**ことが課題である。
- 現在公開されているアプリ等の中には、ユーザビリティが悪く使いにくいことや、同様の機能であっても提供する事業者によってインターフェースが異なっていること等が課題として意見があがっているものもある。



対応方針

- **公共交通サービス等においてICTを活用した情報提供・案内サービス・移動支援等を利用する場合**を対象とする。AI等の先進技術に関しては、今後も急速に発展することが予想されるため、引き続き実態を把握することとする。
- **ICTに関する情報提供の場**として、定期的に開催している**移動等円滑化評価会議等を活用し、最新の事例等について紹介**するとともに、**国土交通省のホームページに事例集を公表**することで最新の情報が一括して確認できるようにする。また、本検討会の各委員の協力により、所属する当事者団体・事業者団体の各傘下会員らにも周知いただく。
- **使用者が求めていること（ニーズ）を明確にするため**、並行して**当事者の困りごとの整理**を進める。まずは、視覚障害者と車椅子使用者の公共交通における移動をモデルケースとして、令和7年度以降調査を始める。
- 開発者に対しては、より良いサービスとするための有効な手段として、**当事者参画の重要性について周知・啓発を行う**。当事者参画は当事者からの意見聴取だけでなく、当事者が開発するという参画方法（障害者雇用、特例子会社等）もあることについても併せて周知する。

「主要課題の対応方針及びバリアフリー法に基づく基本方針における第4次目標について（最終とりまとめ）抜粋（令和7年6月27日）」

(参考)バリアフリー基本構想とは

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、市町村が作成する**具体的な事業を位置づけた計画**。基本構想の作成を通じて施設管理者相互の連携・調整を行い、移動の連続性の観点から**面的・一体的なバリアフリー化が可能**となる。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- 基本構想の位置づけ、作成の背景、重点整備地区の特性、計画期間等を記載。

○ バリアフリーマップの作成等に関する事項

- 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

◎ 重点整備地区

● 重点整備地区の位置・区域

- 重点整備地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

● 生活関連施設・生活関連経路

- 生活関連施設（3以上）、生活関連経路を位置づけ。
- 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化に関する事項を記載。

● 実施すべき特定事業に関する事項

[R2.6.19「教育啓発特定事業」追加]

- 事業内容 ・ 対象施設
 - 事業者 ・ 整備内容
 - 事業実施時期
- 等を記載。

● 移動等円滑化のために必要な事項

- 重点整備地区におけるバリアフリー化に関する事項を記載。

- ☆ 市街地開発事業との調整
 - ☆ 駐輪施設の整備等の市街地改善
 - ☆ 交通手段の充実
 - ☆ ソフト施策
- 等

